



普通交付税に依存した市の財政運営

税収の少ない地方公共団体では、一定水準の行政サービスをその地域の住民負担で賄おうとすれば、大きな税負担を住民に求めなければならなくなります。そこでは、地方公共団体に必要な収入を保障する仕組みとして地方交付税制度を設けています。

地方交付税は、一定の行政サービスを行うために必要な経費（普通交付税）と、災害など特別な事情により必要となる経費（特別交付税）の2種類があります。

本市の本年度の一般会計当初予算では、地方交付税は139億5000万円、一般会計歳入総額306億3000万円の45・6割を占めています。このうち、普通交付税は129億5000万円、地方交付税の9割を超えています。

普通交付税と合併の特例

このように、市税などの市が自主的に収入できる「自主財源」が少ない本市では、普通交付税に大きく依存した財政運営をしています。

6町が合併して誕生した本市では、借金の一部が普通交付税で補てんされる「合併特例事業債」が活用できるほか、普通交付税についても合併の特例を受けています。

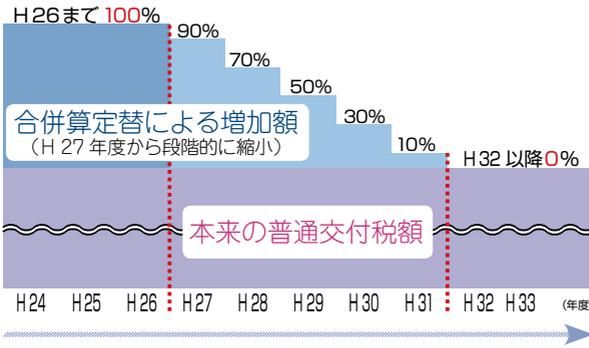
合併特例交付分が32年度には0に

年度別合併算定替額

年度	算定替額	対前年度比較
H26	31億円	—
H27	28億円	△3億円
H28	22億円	△6億円
H29	16億円	△6億円
H30	9億円	△7億円
H31	3億円	△6億円
H32	0円	△3億円

※平成23年度の普通交付税を用いた試算数値（△はマイナスを表す）

普通交付税の合併特例の減少イメージ



市町村合併は、一般的にさまざまな経費の削減が図られるとされていることから、普通交付税の額も減少します。しかし、合併によってすぐに経費が削減できるわけではないため、合併前の市町村がなお存続するものと仮定して算定した額が一定期間交付される特例措置があります。これを普通交付税の「合併算定替」といいます。

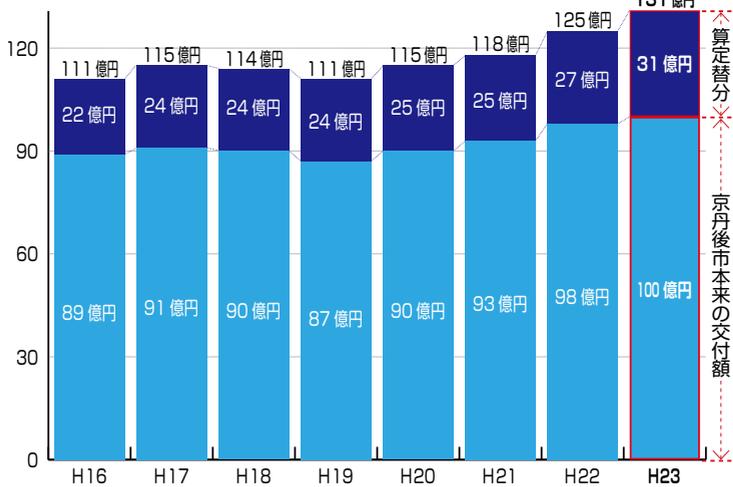
この特例措置によって、平成26年度までは合併前の旧町ごとに算定した額の合計額が本市に交付されることになっています。平成23年度分の普通交付税は約131億円ですが、京丹後市本来の交付額は約100億円。この差額の31億円がこの特例措置によって交付を受けた額になります（下グラフ）。

しかし、この特例措置も平成27年度からは、平成31年度までの5年間で段階的に縮減され、平成32年度には京丹後市本来の普通交付税になります（右下図表）。この普通交付税の縮減は、本市の行財政運営にとって大きな影響を及ぼします。

歳出の抑制と逓減対策準備基金の設置

合併算定替による普通交付税額が縮減し始める平成27年度以降についても、行政サービスを

年度別普通交付税（算定替）の推移



を低下させることがあってはなりません。歳入が年々減少していく中で、歳入に見合う歳出の見直しも重要な課題の一つになっています。

このため市では、平成21年に策定した「第2次行財政改革大綱」（平成22～26年度の計画期間）に基づき、「歳出抑制の道標」を作成し、経常的経費を中心とした歳出規模の抑制に取り組んでいます。また、平成22年度に設置した「合併特例措置逓減対策準備基金」に毎年度5億円を積み立てるなど、急激に市民サービスを低下させないよう備えています。